

上北山村新型コロナウイルス感染症対策及び経済活動活性化補助金について

令和3年12月10日

上北山村長 山 室 潔

上北山村告示第44号

上北山村新型コロナウイルス感染症対策及び経済活動活性化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村長は村内の観光業等に対して感染防止対策又はアフターコロナを見据えた設備の導入及び更新等を促すことにより、利用者に対して安心・信頼の提供又は、利便性及びサービスを向上させ、感染制御が効いた状況下での経済活動の早期回復を後押しするため村内観光事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、上北山村補助金等交付規則（平成17年上北山村規則第2号）及びこの要綱を定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「観光業等」とは、総務省による日本標準産業分類において、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業（美容業、娯楽業）に分類されるもの及び新型コロナウイルス感染症により影響を受けた観光関係の業種とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、新型コロナウイルス感染防止対策又は事業の強化等に係る費用とする。ただし、別表1に係る物は除く。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和3年12月1日現在で営業の実態を有する観光業等を営む施設であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内で事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。
- (2) 事業の実施に当たって、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守してい

ること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員ではないこと又はそれらと密接な関係を有しないこと。
- (4) 村税を滞納していないこと。（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く。）
- (5) その他村長が適当と認める者。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から当該補助金以外の補助金を除いた額の4分の3以内とし、上限は20万円とする。但し、奈良県新型コロナウイルス感染防止対策認証を受けた飲食店及び宿泊施設については30万円を上限とする。

- 2 補助対象期間は令和3年4月1日から令和4年2月28日までとする。
- 3 補助金の交付は、1施設につき1回限りとする。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、上北山村新型コロナウイルス感染症対策及び経済活動活性化補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 見積書等各経費の確認書類
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 村長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、上北山村新型コロナウイルス感染症対策及び経済活動活性化補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、上北山村新型コロナウイルス感染症対策及び経済活動活性化補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年2月28日までに村長に報告しなければならない。

- (1) 領収書等の支出の証拠書類
- (2) 実績を確認できる写真等
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 第1項の規定による実績報告において、第6条の規定による申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

(交付額の確定)

第9条 村長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上北山村新型コロナウイルス感染症対策及び経済活動活性化補助金交付確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、上北山村新型コロナウイルス感染症対策及び経済活動活性化補助金請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 交付決定者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の財産を村長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

別表 1

- ・見積書（明細）、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの
- ・消耗品等
- ・人件費、家賃等の固定経費
- ・公租公課
- ・手数料等
- ・振込手数料
- ・光熱水費、通信費、事務用機器のリース料等のランニングコスト
- ・パソコン、タブレットなど事業以外で汎用性の高いハードウェア
- ・商品券、金券等
- ・自宅兼店舗に整備しようとする経費（事業用の店舗、事業所が明確に分かれている場合には事業に使用する部分のみ対象）
- ・仮想通貨、クーポン、ポイントでの支払
- ・タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等
- ・汎用的に使用することができる自動車、自動二輪車、自転車等
- ・その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用

上北山村新型コロナウイルス感染症対策及び 経済活動活性化補助金の御案内

村内の観光業等に対して感染防止対策又はアフターコロナを見据えた設備の導入及び更新等を促すことにより、利用者に対して安心・信頼の提供又は、利便性及びサービスを向上させ、感染制御が効いた状況下での経済の早期回復を後押しするため村内観光事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。当補助金は、コロナ感染症対策だけではなく、アフターコロナに向けた新たな社会、経済構造の構築や、既存の事業を強化し集客を促し、本村観光業の経済回復・活性化につなげることを目的としています。

1. 対象事業者（次のすべての要件に該当する事業主）

- ①村内に事業所を有する「観光業等」（総務省による日本標準産業分類において、卸売業・小売業、製造業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業（美容業、娯楽業）に分類されるもの及び新型コロナウイルス感染症により影響を受けた観光関係の業種とするとする。
- ②令和3年12月1日時点において村内で営業の実態を有し、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。
- ③事業の実施に当たって必要な許認可を取得していること。
- ④村税を滞納していないこと。（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く。）

2. 補助額（1施設あたり1回限りの申請）

補助率→補助対象経費総額の3/4（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

補助上限→1事業者につき 上限20万円（但し奈良県新型コロナウイルス感染防止対策認証を受けた飲食店及び宿泊施設においては30万円とする。）

※当該補助金以外の補助金等の交付を受けた、または受けようとする場合は、補助対象経費から当該補助金以外の額を除いた額に補助率4分の3を乗じた額とします。

3. 申請期限

令和4年2月28日（月）迄

4. 補助対象期間

令和3年4月1日（木）～令和4年2月28日（月）迄

5. 補助対象経費

①補助対象にならない具体例

- ・見積書（明細）、請求書、領収書などの証拠書類が提出できないもの
- ・消耗品
- ・人件費、家賃等の固定経費
- ・公租公課
- ・手数料等
- ・光熱水費、通信費、事務用機器のリース料等のランニングコスト
- ・パソコン、タブレットなど事業以外で汎用性の高いハードウェア
- ・商品券、金券等
- ・自宅兼店舗に整備しようとする経費（事業用の店舗、事業所が明確に分かれている場合には事業に使用する部分のみ対象）
- ・仮想通貨、クーポン、ポイントでの支払
- ・タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等
- ・汎用的に使用することができる自動車、自動二輪車、自転車等
- ・その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用

※①の具体例は一例ですので、詳しくは下記までお問い合わせください。

6. 申請に必要な書類

- ①上北山村新型コロナウイルス感染症対策及び経済活動活性化補助金交付申請書（村の所定様式）
- ②見積書等各経費の確認書類
- ③本人確認書類の写し
- ④その他村長が必要と認める書類

【担当・問い合わせ先】

上北山村役場 企画政策課

TEL：07468-2-0002